

社会福祉法人まどか 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人まどか 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まどか（以下「本法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (4) (3) に定める費用については、旅費支給規程に準ずる。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

(適用除外)

第4条 理事を兼務する職員については、適用しない。その場合は法人給与規程に基づき支給するものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

附則

この規程は、平成 29 年 12 月 2 日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 1 年 6 月 8 日より改正施行する。